

## 別添2 創出支援型（地域資源活用・地域連携サポート事業）

### 第1 目的

農山漁村においては、都市に先駆けて人口の減少・高齢化が進行しており、農業者が減少することによる食料安定供給への支障が懸念されるほか、農山漁村内の非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農山漁村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念されます。

農山漁村の地域社会を維持していくためには、所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組や生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組の推進を通じて、農山漁村内部の人口を可能な限り維持することや、関係人口の拡大を図ることが重要となっています。

こうした、農山漁村における「経済面」・「生活面」の取組を推進するため、振興交付金を交付し、事業者の経営改善に向けた専門家派遣の取組、官民共創の仕組み等による地域課題の解決を目指した取組、施設給食において、地産地消を促進するコーディネーター派遣・育成の取組等（以下「本事業」という。）を支援します。

### 第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業については、1のとおりです。事業ごとの具体的な事業内容、選定要件及び事業実施主体は別表1から5に定めるとおりです。

#### 1 公募を行う事業名等

事業名	予算額※	公募予定期数
地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業	64,000 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援	21,623 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣	26,377 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援	935,672 千円	1 者
地域の食の絆強化推進運動事業	18,000 千円	1 者

※ただし、やむを得ない事情が生じ、農振局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能。

#### 2 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和9年3月31日までとします。

### 第3 事業の目標設定等

事業の目標設定等について別表6に定めるとおりです。

### 第4 提案書の作成及び提出等

#### 1 応募に必要な書類

(1) 令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

「令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。また、設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）

エ 提案者の過去3年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案者の取組を主導する代表者、実務責任者及び経理責任者のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

#### 2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 20ページを超えるものは審査の対象外とすることがあります。表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内

容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

才 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

## 第5 審査の観点

審査は、別紙に掲げる評価基準に基づき行います。

別表1（第2の1関係：地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
1 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業	都道府県サポートセンター等を全国的な視点でサポートするため、中央サポートセンターを設置し、(1)から(3)までの取組を実施する。	(1) 次のアからエまでを満たすものであること。 ア 支援窓口となる拠点に、事業を的確に遂行するための人員、能力等を有した事務局体制が構築されるものであること。 イ 中央プランナー等の選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。 ウ 取得した個人情報については、個人情報保護法並びに同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示（以下「告示」という。）及び大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、適正に取り扱うこととされていること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、
(1) 中央委員会の設置・運営等	中央委員会を設置・開催し、次の取組を実施する。 ア 中央プランナー及びエグゼクティブプランナー（以下「中央プランナー等」という。）の選定 (ア) 中央プランナー等による活動支援に係る方針の検討・作成 (イ) (ア) で作成した活動方針を踏まえた中央プランナー等の選定等 イ サポート活動の品質向上に資する取組 (ア) 中央プランナー及び地域プランナーを対象とした、経営や組織運営の改善方策の作成及び実行に向けた指導内容の品質確保に向けた研修会、地域資源活用・地域連携事業体の課題解決に資する研修会等の実施 (イ) 企画推進員（実施要領案別記2－2別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(1)の取組により都道府県サポートセンターが定める企画推進員をいう。）を対象とした、国の各支援施策の紹介や六次産業化・地産地消法第5条第1項に規定する総合化事業計画の作成指導等の研修会等の実施 ウ 中央プランナー等の派遣の効果検証等		

	<p>中央プランナー等の派遣活動の内容・効果について評価・検証し、必要に応じて中央プランナー等に対する指導を実施。</p> <p>エ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組の分析・検証、情報発信等</p> <p>(ア) エグゼクティブプランナーによる支援事例などモデル的な事例について情報収集し、横展開に向けた課題等を分析・検証する。</p> <p>(イ) (ア) の結果を整理し、横展開のためのノウハウを取りまとめる。</p> <p>(ウ) (イ) で得られた知見を整理し、全国に情報発信を行う。</p>	<p>また、サポート活動の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。</p> <p>さらに、中央プランナー等がその在任中及び離任後、その業務に関する知識の保有を防ぐために個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようするため、中央プランナー等としての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。</p> <p>エ 農林漁業者等の個人情報を取得する場合は、個人情報の利用目的を明確にし、取得した個人情報を農林水産省等関係機関と共有すること。支援後の経営</p>	独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。
(2) 地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等	(1) で選定した中央プランナー等を登録する地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営、中央プランナー等を紹介するウェブサイトの作成及び都道府県サポートセンター等の責任者等による連絡会議の開催等を実施する。		
(3) 都道府県サポートセンター等に対する支援活動	<p>地域資源活用・地域連携事業体に対し、中央プランナー等の派遣等のサポート活動を実施する。</p> <p>ア 都道府県サポートセンターに対するサポート活動</p> <p>高い専門性が必要であるために都道府県サポートセンターでは対応が困難な取組について中央プランナー等を派遣し、都</p>		

	<p>道府県サポートセンターと連携した支援を行う。</p> <p>また、都道府県サポートセンターから、重点支援案件として支援の依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合は、エグゼクティブプランナーを派遣し、都道府県サポートセンターと連携した支援を行う。</p> <p>イ　他の支援機関等に対するサポート活動</p> <p>都道府県、株式会社日本政策金融公庫等の支援機関や地域資源活用・地域連携促進事業において実施するビジネスコンテスト及びディスカバー農山漁村の宝等の受賞者から、中央プランナー等の派遣依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合には、支援機関等と連携した支援を行う。</p>	<p>改善状況調査等のため、翌年度の事業実施主体に提供する場合があること等について、あらかじめ本人の同意を得ることにより、事業の実施及び調査等に支障を来さない措置が講じられていること。</p> <p>(2) 実施要領案別記2－2第4の1に掲げる基準適合すること。</p>
--	--	---

別表2（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
2 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援	<p>農山漁村における地域資源を活用したしごとづくりを強化するため、起業促進プラットフォーム「INACOME（イナカム）」及び「INACOME」のホームページ（<a href="https://inacome.jp/">https://inacome.jp/</a>）を活用し、事業名の欄の（1）および（2）の取組を実施する。</p> <p>事業の実施に当たっては、別表3の事業の事業実施主体とも連携すること。</p>	<p>実施要領案別記 2－2 第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、</p>
(1) ビジネスコンテストの開催及びフォローアップ	<p>起業者相互のネットワーク形成、自らのビジネスプランの発表及びビジネスプランに対するフィードバック、優れたビジネスプランに対する顕彰を目的としたビジネスコンテストを1回開催すること。</p> <p>ア 応募者等の募集</p> <p>（ア）応募者の募集</p> <p>農山漁村の地域資源等を活用して新規ビジネスを立ち上げている者や立ち上げ予定の者を広く募集すること。</p> <p>募集にあたっては、他のビジネスコンテストへの出場者や金融機関、コンサルティング会社、商工会、報道機関等にも周知するなど、応募促進のための措置を講ずること。</p> <p>（イ）サポート企業の募集</p> <p>ビジネスコンテスト応募者の事業展開を支援できる企業に対して、企業訪問等の働き掛けを通じて募集を行うこと。</p> <p>イ 審査の実施</p>		

	<p>書類審査やプレゼンテーション動画等による一次審査及び二次審査により行うこととし、10名程度の本選大会出場者を決定すること。</p> <p>なお、審査員の選定並びに審査の進め方及び表彰の選定方法については、農林水産省と協議の上決定すること。</p> <p>ウ 本選大会出場者への支援</p> <p>本選大会出場者のビジネスプランをより実践的な形式にブラッシュアップするため、本選大会前に起業経験者等による伴走支援型のメンタリング等の支援を行うこと。</p> <p>エ 過年度の本選大会出場者へのフォローアップ</p> <p>ビジネスプランの進捗状況、課題をヒアリングした上で、農林漁業者、行政機関、商工業者、金融機関等の関係者の助言によるビジネスプランの磨き上げ等、事業の推進に向けた方策を検討すること。</p> <p>オ 情報発信</p> <p>本選大会出場者のビジネスプランの概要をとりまとめ、「INACOME」のホームページに掲載すること。</p> <p>農山漁村における課題解決に向けたセミナー（3回以上、オンライン可）を開催するとともに、「INACOME」のホームページを適切に運用・保守を行うこと。</p> <p>ア セミナーの開催</p> <p>(ア) セミナーテーマの設定</p> <p>農山漁村での起業者の現状を踏まえ、起業の促進が図られるテーマを設定すること。</p> <p>テーマの設定に当たっては、農山漁村において地域資源を活用した新たな事業を実施する者（過去のビジネスコンテストの本選大会進出者等）の取組報告や、新規ビジネス創出に役立つ資金調達等を含むものと</p>	<p>独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。</p>
(2) 起業促進に資するセミナーの開催及び情報発信並びにWebプラットフォームの運用管理・保守		

	<p>すること。</p> <p>(イ) セミナーの周知</p> <p>セミナーの開催に当たっては、「INACOME」のホームページ、メールマガジン、SNS 等による周知のほか、セミナーテーマに沿った視聴対象者を有する団体等にも広く周知すること。</p> <p>イ 「INACOME」のホームページの効果的な運用等</p> <p>(ア) 「INACOME」のホームページの有用性・利便性向上</p> <p>起業者や起業支援者等の「INACOME」への参加を更に促進するため、地域資源の活用や地域連携を促進した先進事例（過去の「INACOME」参加者の活動状況や、別表 3 の事業の事例並びに事業実施に活用できる支援措置等、必要な情報を「INACOME」のホームページで発信すること。なお、事業実施に活用できる支援措置については、「INACOME」の幅広い利用者を想定し、農林水産省の支援措置のほか、他府省庁や金融機関の支援措置等を体系的に整理し、必要な情報をワンストップで取得できるよう「INACOME」のホームページを整理すること。</p> <p>(イ) 関係機関との連携</p> <p>地域資源活用・地域連携中央サポートセンター、地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンター、よろず支援拠点全国本部等の支援機関に対して「INACOME」を周知すること。</p> <p>(ウ) 「INACOME」のホームページの適切な運用・保守</p> <p>情報セキュリティ事故を未然に防ぐため、脆弱性診断等を実施した上で情報セキュリティ対策を講じること。「INACOME」のホームページにセキュリティ侵害につながる脆弱性が存在することが発覚した場合には、直ちに農林水産省に報告の上、速やかに修正を施すこととし、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、復旧、再発防止等の必要な措置を講じる</p>	
--	--	--

	こと。なお、修正に大幅な改修を行う必要が生じた場合には、農林水産省と協議の上対応すること。	
--	---	--

別表3（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
3 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣	<p>地域資源を活用した新たな事業の創出を促進し、農山漁村の課題解決に資する取組として、農山漁村の課題を抱える地方自治体や地域の団体等（本項において以下「地域」という。）と、課題解決に資する新しい視点や技術を持つ事業者（本項において以下「事業者」という。）とのマッチング機会を創出することにより、地域資源を活用した価値創出を推進する。</p> <p>事業の実施に当たっては、別表2の事業の事業実施主体とも連携すること。</p>	実施要領案別記2－2第4の1に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、
(1) コーディネーターによるマッチングおよび事業化に向けた伴走支援	<p>地域課題の具体化・明確化を行い、新たな事業の創出を目指す地域に対し、コーディネーターを派遣し、事業化に向けた伴走支援を行う。</p> <p>ア 地域の募集・選定 別表2の事業の事業実施主体が運営する「INACOME」のホームページ等、多様な手段を用いて、課題の解決を望む地域の募集を行い、支援対象者を令和8年6月までに10～20者程度選定すること。</p> <p>イ コーディネーターの選定 アの地域で支援を行うコーディネーターの選定を行うこと。なお、選定に当たっては、同種の事業実績の有無等、ウの支援を可能とする具体的な選定基準を設けること。</p> <p>ウ 支援の実施 アで選定された地域へ、イで選定したコーディネーターを派遣し、地域課題の具体化・明確化を通じて、課題の解決へ導く有益な技術やノウハウを有する事業者とのマッチング及び事業化に向けた伴走支援（事業化の検討や事業化後の収支計画策定などを含む）を実施すること。</p>		

	<p>また、コーディネーターの派遣に当たっては、オンラインによる派遣も実施するなど、事業効果発現のために、効率的な事業の実施に努めること。</p> <p>(2) 取組結果の整理・検証・情報発信</p> <p>(1)の取組結果を整理・検証し、横展開のためのノウハウを取りまとめるとともに、得られた知見を整理し、過年度を含む優良な事例については、別表2の事業の事業実施主体が運営する「INACOME」のホームページをはじめ、効率的に広く周知が可能な手法を活用し、全国の幅広い関係者へ情報発信を行うこと。</p>		<p>独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。</p>
--	---	--	---

別表4（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
4 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援	<p>地域と民間企業が連携して地域課題を解決する官民共創の仕組みを活用した取組を強化するための「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト（※）」（以下「プロジェクト」という。）を推進するため、事業名の欄の（1）から（6）までの取組を実施する。</p>	実施要領案別記2－2第4の1に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、
(1) 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営	<p>プロジェクトを進めるための、関係府省庁、地方公共団体、民間企業、教育機関、金融機関等が参画する「『農山漁村』経済・生活環境創生プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）の運営事務局として各種取組を行うこと。</p> <p>ア プラットフォーム構成員の募集及び管理 農山漁村の課題解決に関心のある主体をプラットフォームに参画させるため、農林水産省と協力して効果的な情報発信を実施し、プラットフォーム構成員の募集を行うこと。 また、新しい地域課題解決の案件形成が円滑に進むように、参画したプラットフォーム構成員の必要情報を一元的に管理すること。</p> <p>イ 検討会・専門部会の企画運営及び成果物の作成 より具体的な案件形成を図るため、プラットフォームにテーマごとに設置する検討会又は専門部会の企画運営を行うこと。</p>		

	<p>(ア) 継続・発展テーマ</p> <p>以下3テーマについては令和7年度からの取組で明らかになった以下の課題を踏まえ、関連する検討会又は専門部会を各5回程度開催し、とりまとめを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 農山漁村における地域金融機関等によるファイナンス手法</li> <li>(b) 地方有力企業等の農山漁村への参入促進</li> <li>(c) 農山漁村の学生の派遣促進に向けた制度設計等</li> </ul> <p>(イ) 新規テーマ</p> <p>上記3テーマのほか、新規テーマ（農林水産省内の関係部局が本プラットフォームとの連携を希望するものを含む。）として、3つ程度のテーマについて、検討内容の企画、事例収集等を行った上で4回程度の検討会又は専門部会を実施し、議論内容のとりまとめを作成し、公表の機会を設けること。</p> <p>ウ シンポジウムの企画運営</p> <p>令和8年度に行う取組の内容に関するシンポジウムを9月頃、令和8年度の取組の成果発表及び次年度に向けた展望に関するシンポジウムを3月頃に実施すること。</p> <p>なお、いずれのシンポジウムについてもプラットフォーム構成員のほか、関心を持つ層を分析してターゲティングを行った上で情報発信を行い、参加者を効果的に集めること。</p> <p>エ 情報発信会の企画運営</p> <p>農山漁村の課題解決に資する取組を発信していく場として、2か月に1回程度（計6回）ハイブリッドイベントを実施すること。各回で主要テーマを設けつつ、これに加えて時々に伝えたい個別の取組をオムニバス形式で発信すること。</p>	<p>共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農振興局長が特に必要と認める団体。</p>
--	--	--

	<p>オ 情報発信のための記事・動画の配信 本事業に関連する先行事例等を紹介するための、記事・動画の企画、作成を行い、農林水産省及び実施主体の媒体等を通じて積極的に発信をすること。</p> <p>(2) 農山漁村の課題解決によるインパクト可視化・測定・証明等のための事務局等の運営</p> <p>令和7年度の「農山漁村における企業によるインパクト創出促進・証明書制度創設検討会」等の議論を踏まえ、取組証明書及びインパクト証明書の事務局として審査及び発行を行う。なお、特にインパクト証明書の発行については、有識者による検討会を開催し、発行体制、発行基準等について諮ったうえで隨時見直しを行うこと。</p> <p>ア 取組証明書の取得申請募集、審査、発行、広報 令和7年度の取組を踏まえ、所要の改善等を行ったうえで、令和8年度においても、年2回から3回程度、十分な周知期間を設けた上で取組証明書の取得に向けた申請を募集するとともに、審査事務局として審査、発行手配を行い、発行された事業のとりまとめ、対外的な広報等を行うこと。</p> <p>イ インパクト証明書の取得申請募集、審査、発行、広報 令和7年度の「農山漁村における企業によるインパクト創出促進・証明書制度創設検討会」等の議論を踏まえ、インパクト証明書の審査・発行体制を構築するとともに、事務局として取得に向けた申請の募集、審査、発行、広報等を行う。これらを行うにあたっては、有識者による検討会を開催し、発行体制、発行基準等について諮った上で必要に応じて隨時見直しを行うこと。</p> <p>ウ IMMプロセスの構築に向けた企業伴走の取組への補助金の交付とこれに伴う管理、とりまとめ等</p>		
--	---	--	--

	<p>農山漁村における企業の関与・貢献により創出されたインパクトを可視化し、測定することで、企業の取組の実施・継続につなげるため、10から20程度の企業について、専門的知見を有する者がIMMプロセスの構築に向けて伴走する取組に対し補助金を交付するとともに、これらが円滑に進むよう管理、とりまとめ、情報提供等を行うこと。</p> <p>エ 「農山漁村」インパクト可視化ガイドラインの改訂 上記の取組の成果を踏まえ、年度末までに「農山漁村」インパクト可視化ガイドラインを改訂すること。</p> <p>オ インパクト可視化、測定、証明等に関する国際的な発信等 令和6年度以降に実施した農山漁村のインパクト可視化、測定、証明等に関する内容、地域金融機関等を中間支援組織とした官民共創の仕組みを活用した取組について、国際的な発信を行うとともに、農山漁村のインパクトに関する国際基準等の策定に向けた議論に寄与するような検討及び資料作成を行うこと。</p> <p>(3) 中間支援組織を活用した案件形成拠点の形成・伴走支援等</p> <p>地域レベルでの案件形成促進のため、中間支援組織を活用した課題と解決策のマッチングと、その後の事業化に向けた伴走を行う案件形成拠点を設置、サポートするとともに、具体的な案件の例として、農山漁村のインパクト創出につながり得るモデル事業を選定するものとする。</p> <p>ア 中間支援組織としての地域金融機関の公募・選定・補助金の交付 中間支援組織として地域金融機関を公募し、地域の実態に合わせて各都道府県において1機関（計40から50機関）程度選定し、</p>		
--	--	--	--

	<p>補助金の交付を行うこと。補助金の上限額はイのサポートが必要な程度によって変動させること。</p> <p>なお、中間支援組織の具体的な取組内容については『農山漁村』官民共創実践ガイドブック（令和7年3月公表）に沿って行われるようにすること。</p> <p>イ 中間支援組織及び農林水産 地方創生センターへのサポート アで選定した中間支援組織及び別途都道府県が主導して設立する農林水産 地方創生センターによる事業実施が円滑に行われるよう、中間支援組織及び農林水産 地方創生センターが所定の事業を実施するにあたり、個々の金融機関のニーズと実態に合わせた必要なサポートを行うこと。</p> <p>ウ 課題解決モデル事業の選定と広報</p> <p>令和7年3月に公表した『農山漁村』インパクト可視化ガイドブック（令和8年3月改訂予定）に沿って、農山漁村における課題解決に資するソリューションを有する者を広く募集し、モデルとして選定した上で、アの事業等を通じて、積極的な現場へのマッチングが行われるよう広報等を行う。</p> <p>なお、募集内容及び募集方法、選定委員会の企画・実施に当たっては、募集要件、選定するソリューション数、選定方法、委員、審査の進め方等について農林水産省と協議した上で決定すること。</p> <p>あわせて、各事業によって達成が見込まれるインパクトを可視化するためのロジックモデルを含むカタログを作成すること。</p>	
--	---	--

(4) 都市の企業、学生等と農山漁村現場との案件形成促進	<p>都市の企業、学生等の地域外に拠点があるものの、農山漁村への関与貢献の意思のある者に対し、各地の中間支援組織とマッチングを行い、援農等の取組に係る案件形成をサポートすること。地域の中間支援組織については令和7年度事業のとりまとめも参照すること。</p> <p>ア 企業の農山漁村への関与促進に向けた地域・中間支援組織とのマッチング</p> <p>令和7年度「大企業による農山漁村現場への人材派遣等の取組促進に係る検討会」のとりまとめも踏まえ、企業と農山漁村をつなぐ中間支援組織と企業とのマッチングを促進し、案件形成に向けた伴走支援を行うこと。</p> <p>イ 学生の農山漁村への関与促進に向けた地域・中間支援組織とのマッチング</p> <p>令和7年度「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム学生専門部会のとりまとめを踏まえ、学生と地域の結びつきの促進、学生の取組へのきっかけづくり、「(1) イ (ア) (c) 農山漁村の学生の派遣促進に向けた制度設計等に関する検討会」での制度検討に資する実証等及びこれらに伴うとりまとめを行うこと。</p> <p>ウ プラットフォーム等を通じたオーダーメイド型の案件形成支援</p> <p>ア・イに限らず、プラットフォーム加入企業等の要望を踏まえて、オーダーメイド型の案件形成支援を行うこと。</p>		
(5) 農山漁村の人手不足に対応したAI	<p>農山漁村における人手不足・高齢化に対応するため、AI等のテクノロジーを活用して、農作業の効率化・ノウハウ伝承、ビックデータやメタ情報を活用した地域資源の掘り起こしと差異化、行政作業の効</p>		

等の活用に関する議論・実践等	<p>率化、農山漁村における一次情報等の情報の集約化・類型化、AI等の社会実装により生じる影響と農山漁村における機会の活用等について、事例収集、有識者等による議論、情報発信、実証等を行うこと。</p> <p><b>ア 情報収集</b></p> <p>AI等が農山漁村で活用されている事例及びその可能性について情報収集を行い、検討会等の議題を設定する。</p> <p><b>イ 検討会又は専門部会の開催</b></p> <p>アに基づき、有識者による検討会又は専門部会等((1)イとの重複も可)を開催し、AI等のテクノロジーを活用して、農作業の効率化・ノウハウ伝承、ビッグデータやメタ情報を活用した地域資源の掘り起こしと差異化、行政作業の効率化、農山漁村における一次情報等の情報の集約化・類型化、AI等の社会実装により生じる影響と農山漁村における機会の活用等についてとりまとめを行うこと。</p> <p><b>ウ 実証の実施のための補助金の交付及びこれに伴う管理・とりまとめ</b></p> <p>イの検討と並行して、これらの実証のための導入に対して、補助金を交付するとともに、伴走支援、管理及びとりまとめ等を行うこと。</p> <p><b>エ 本事業の実施の効率化に資する取組への補助</b></p> <p>本事業の実施の効率化に資する取組又はこれらの実証に対して、補助金を交付するとともに、伴走支援、管理及びとりまとめを行うこと。</p> <p><b>オ 情報発信</b></p> <p>アからエまでの取組について定期的に情報発信の機会を設ける</p>		
----------------	---	--	--

(6) その他	<p>こと。</p> <p>各府省庁において行われている、本事業と親和性の高い取組について、連携の可能性を検討するとともに、連携によって高い効果が見込まれるとされる分野については、農林水産省と協議した上で、具体的な連携のあり方について検討を行うこと。</p>		
---------	---	--	--

別表5（第2の1関係：地域の食の絆強化推進運動事業）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
5 地域の食の 絆強化推進運 動事業	<p>地域の実情に応じた地産地消の取組を推進するため、生産者や消費者等国民への幅広い理解醸成に資する各種情報を発信しつつ横展開を図るとともに、施設給食における地場産農林水産物の利用拡大に向けた取組を支援する。なお、事業名の欄の（1）から（3）までの取組は、一体的に実施すること。</p>	実施要領案別記 2－2 第4の1 に掲げる基準に 適合すること。	次のいずれかであ ること。 農林漁業者の組織 する団体、 商工業者の組織す る団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法 人、 企業組合及び事業 協同組合、 共同事業体（コン ソーシアム）、 法人格を有さない 団体であって農村 振興局長が特に必 要と認める団体。
(1) 地産地消 の推進に向け た情報発信	<p>施設給食における地場産農林水産物の利用拡大を始めとした地産地消の取組を推進するため、以下の内容を実施する。</p> <p>ア 地場産農林水産物を利用するに当たり、施設給食側や生産者側等が抱える課題の解決に向けた取組や優良事例等を収集・整理し、Web サイト、SNS 等を通じて広く情報発信する。</p> <p>イ 小学校給食において、地場産農林水産物や有機農産物を利用しつつ給食の質の向上を図っている好事例（10 件程度）を収集・整理し、Web サイト、SNS 等を通じて広く情報発信するとともに、好事例の横展開を進めための取組を実施する。</p>		
(2) コーディ ネーター育成 に係る取組	<p>コーディネーターを育成するため、地産地消の取組やその効果、地場産農林水産物を活用した施設給食への安定的な食材供給体制の整備等に必要な情報を提供する。</p> <p>ア 研修対象者の募集 　　全国の病院、福祉施設、民間企業、学校、JA 等の施設給食関係者（栄養教諭、管理栄養士、栄養士等の給食実務経験者）、生産者及び地方公共団体担当者等から、研修会の対象者を広く募集する。</p> <p>イ 取組内容</p>		

	<p>派遣実績のあるコーディネーターや過去に本事業で派遣を受けた地域の担当者を講師とし、優良事例等を普及する取組を実施する。</p> <p>(3) コーディネーター派遣</p> <p>施設給食における地場産農林水産物の利用を検討する地域に対し、給食現場と生産現場双方のニーズや課題の調整、地場産農林水産物を利用した食材を安定的に供給するための体制整備等を支援するため、コーディネーターを派遣する。</p> <p>ア 派遣地域の選定</p> <p>病院、福祉施設、民間企業、学校、地方自治体、JA、給食事業者等の施設給食関係者に周知を行った上で、コーディネーター派遣を希望する地域を全国から募集し、地域の状況や目指す取組内容等を踏まえて、派遣地域を選定する。なお、選定に当たっては、農林水産省と協議の上、決定する。</p> <p>イ コーディネーターの派遣</p> <p>事業実施主体は、アにより選定した地域の取組内容を精査した上で、課題解決に資するコーディネーターを地域へ派遣する。</p> <p>コーディネーターは、地域の状況に応じて、地場産農林水産物利用拡大に向けた指導・助言や生産者側とのニーズ・課題調整、供給体制づくり等の支援を実施する。</p> <p>ウ 派遣の報告</p> <p>コーディネーターの派遣実績に関する報告書を取りまとめ、農村振興局长へ提出する。</p>		
--	---	--	--

別表6（第3関係：事業の目標及び指標の例）

事業名及び事業内容	指標の例（単位）	留意事項
1 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業 （1）中央委員会の設置・運営等  （2）地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等  （3）都道府県サポートセンター等に対する支援活動	中央プランナー等派遣件数（件） 中央プランナー等派遣回数（回） 企画推進員を対象とした研修会等の実施回数（回）  売上（所得）や雇用の増加等を目指す経営改善戦略を策定した支援対象者（人）  支援対象者における課題解決率（%）	中央プランナー等の派遣件数や中央プランナー等の支援により経営改善戦略を策定した支援対象者数等の人数等、事業内容に応じて定量的な目標（可能な限りアウトカム指標）を設定すること。
2 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援 （1）ビジネスコンテストの開催及びフォローアップ  （2）起業促進に資するセミナーの開催及び情報発信並び	ビジネスコンテストへの応募件数（件） ビジネスコンテストへの参加者数（人） ビジネスコンテスト応募者へのサポート企業数（者） ビジネスコンテスト応募者へのフォローアップ件数（件）  セミナーの開催回数（回）、参加者数（人）及び	起業者による農山漁村における仕事づくりや地域課題の解決を実現するため、事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

に Web プラットフォームの運用管理・保守	参加者の満足度 (%) 地域資源の活用促進に資する情報発信（INACOME 会員へのフォローアップ含む）の件数（件） INACOME 会員の新規登録数（人）	
3 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣  (1) コーディネーターによるマッチングおよび事業化に向けた伴走支援  (2) 取組結果の整理・検証・情報発信	地方公共団体や地域の事業者と地域課題の解決に資する事業者とのマッチング件数（件） 事業化に向けた伴走支援の実施件数（件）  取組結果の整理・検証事例数（件）	地域資源を活用した価値の創出を通じて、地域課題の解決を実現するため、事業内容に応じて定量的な目標（可能な限りアウトカム指標）を設定すること。
4 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援  (1) 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営  (2) 農山漁村の課題解決によるインパクト可視化・測定・証明等のための事務局等の運営  (3) 中間支援組織を活用した案件形成拠点の形成・伴走支援等	シンポジウムの参加者数（人）、検討会の実施回数（回）  証明書の応募件数（件）  課題解決モデル事業と活用希望地域のマッチング件数（件）	事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

<p>(4) 都市の企業、学生等と農山漁村現場との案件形成促進</p> <p>(5) 農山漁村の人手不足に対応したA I 等の活用に関する議論・実践等</p> <p>(6) その他</p>	<p>中間支援組織と企業とのマッチング件数（件）</p> <p>事例の整理・検証事例数（件）</p>	
<p>5 地域の食の絆強化推進運動事業</p> <p>(1) 地産地消の推進に向けた情報発信</p> <p>(2) コーディネーター育成に係る取組</p> <p>(3) コーディネーター派遣</p>	<p>Web サイトや SNS 等による情報発信のビュー数（回）</p> <p>優良事例紹介のための収集事例数（件）</p> <p>コーディネーター育成研修会参加者の満足度（%）</p> <p>コーディネーター派遣地区数（地区）</p>	<p>事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。</p>

## 別紙

### 農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

#### 地域資源活用・地域連携サポート事業

##### (1) 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業

評価項目				
番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
必須事項	1 採択要件の確認	有無で判断	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。</li> <li>必須となっている書類が添付されているか。</li> <li>本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。</li> </ul>
共通項目	1 事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2 事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3 事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。</li> <li>事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
	小計	30点		
個別事項	1 中央委員会の設置・運営等の妥当性 【12点】	12点	A : 12～9点 B : 8～7点 C : 6～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央プランナー等による活動支援に係る方針について、適切な提案となっているか。</li> <li>サポータ活動の品質向上、中央プランナー等の派遣の効果検証は、適切な提案となっているか。</li> <li>支援事例の情報収集、横展開に向けた課題等の分析・検証は、適切な提案となっているか。</li> </ul>
	2 地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等の妥当性 【6点】	6点	A : 6～5点 B : 4～3点 C : 2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に設置する提案となっているか。</li> <li>効率的かつ効果が見込まれる運営方法の提案がなされているか。</li> </ul>
	3 都道府県サポートセンター等に対するサポート活動の妥当性 【18点】	18点	A : 18～13点 B : 12～7点 C : 6～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な事業分野に対応できるプランナー等を十数名登録する提案となっているか。</li> <li>効率的かつ効果的に中央プランナー等を派遣するための手法が提案されているか。</li> <li>企画推進員を支援するために適切な手法が提案されているか。</li> </ul>
	4 類似の事業実績等	4点	該当すれば各2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似の事業について、事業実績を有しているか。</li> <li>地方公共団体等と連携した事業実績を有している</li> </ul>

		【4点】※事務局確認			か。
	小計		40点		
合計		70点			

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(2) 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援

評価項目				
番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
必須事項	1 採択要件の確認	有無で判断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。</li> <li>・必須となっている書類が添付されているか。</li> <li>・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。</li> </ul>
共通項目	1 事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2 事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3 事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。</li> <li>・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>・関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
	小計	30点		
個別事項	1 ビジネスコンテストの開催及びフォローアップの妥当性 【20点】	20点	A : 20～17点 B : 16～13点 C : 12～5点 D : 4～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスコンテスト開催の方針や手法が本事業の目的に沿っており、多くの応募を募ることが可能な提案となっているか。</li> <li>・ビジネスコンテストの審査方法や、出場者の概要作成手法は、具体的な提案となっているか。</li> <li>・ビジネスコンテスト参加者の事業展開支援が可能な企業への働きかけを行う提案となっているか。</li> <li>・本選大会出場者への支援や、過去出場者のフォローアップの手法について、対象者に有益な提案となっているか。</li> </ul>
	2 セミナーの開催、情報発信の妥当性 【18点】	18点	A : 18～13点 B : 12～7点 C : 6～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー開催の方針や手法について、起業支援に資する具体的で適切な提案となっているか。</li> <li>・取組事例や支援措置など、起業者や起業支援者向けの情報発信を行う提案となっているか。</li> </ul>
	3 Web プラットフォームの運用管理・保守の妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを利用者目線で改善し、運用管理を行う提案となっているか。</li> <li>・ホームページに対し、適切なセキュリティ対応を行う提案となっているか。</li> </ul>
	4 類似の事業実績等 【2点】※事務局確認	2点	該当すれば2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援に類似の事業について、事業実績を有しているか。</li> </ul>

	小計		50 点		
合計		80 点			

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(3) 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣

評価項目				
番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
必須事項	1 採択要件の確認	有無で判断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。</li> <li>・必須となっている書類が添付されているか。</li> <li>・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。</li> </ul>
共通項目	1 事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2 事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3 事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。</li> <li>・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>・関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
	小計	30点		
個別事項	1 地域の募集・選定及びコーディネーターの選定の妥当性 【16点】	16点	A : 16～13点 B : 12～8点 C : 7～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の募集について、より多くの応募が見込まれる提案となっているか。</li> <li>・コーディネーターは地域課題の把握や事業化に向けた伴走支援が可能な人材となっているか。</li> </ul>
	2 支援の実施 【20点】	20点	A : 20～17点 B : 16～13点 C : 12～5点 D : 4～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への支援において、地域課題の把握やマッチングの実施、マッチング成立件数増加、事業化に向けた伴走支援（事業化の検討や事業化後の収支計画策定などを含む）を行う具体的な提案となっているか。</li> <li>・地域への支援は、オンライン派遣を用いるなど、事業効果発現のために効率的に実施する提案となっているか。</li> </ul>
	3 取組結果の整理・検証・情報発信 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組結果を整理・検証し、ノウハウをとりまとめ、優良事例を全国の幅広い関係者へ情報発信する具体的な提案となっているか。</li> </ul>
	4 類似の事業実績等 【4点】※事務局確認	4点	該当すれば各2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣に類似の事業について、事業実績を有しているか。</li> <li>・地方公共団体等と連携した事業実績を有しているか。</li> </ul>

	小計		50 点		
合計		80 点			

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(4) 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援

評価項目				
番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
必須事項	1 採択要件の確認	有無で判断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。</li> <li>・必須となっている書類が添付されているか。</li> <li>・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。</li> </ul>
共通項目	1 事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2 事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3 事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。</li> <li>・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>・関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
	小計	30点		
個別事項	1 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営の妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォーム構成員を効果的に募集し、地域課題解決の案件形成が円滑に進むよう工夫がなされているか。</li> <li>・検討会、専門部会の継続テーマについて、令和7年度からの取組で明らかになった課題を踏まえた提案などとともに、新規テーマについて、参加者からの意見を集約し、現場で活用しやすい形でとりまとめを行うことのできる提案となっているか。</li> <li>・シンポジウムにおいて発表する内容が、広く関係者へ発信できるような提案となっているか。</li> <li>・情報発信会において、時々に伝えたい個別の取組を効果的に発信するとともに、記事・動画の企画、作成において、発信力が高まるような工夫がなされているか。</li> </ul>
	2 農山漁村の課題解決によるインパクト可視化・測定・証明等のための事務局等の運営の妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組証明書及びインパクト証明書について、令和7年度の議論等を踏まえ、募集から発行に至る体制が十全に構築されているとともに、効果的に広報するための工夫がされているか。</li> <li>・インパクトやIMMプロセス等に係る専門的知識を有しているとともに、インパクト証明書の発行に向けてそうした知識を十分に活用していくことができる能力を有するか。</li> <li>・企業等のIMMプロセス構築に向け、補助金の交付事務等を適正に実施できる体制が組まれているか。</li> <li>・令和6年度以降の取組について、国際的に効果的に発信するとともに、「農山漁村」インパクトに関する国際基準の策定に寄与するような情報収集、資料作成を行うことができる能力を備えているか。</li> </ul>
	3 中間支援組織を活用した案件形成拠点の形成・伴走支援等の妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織となる地域金融機関について、地域の実態に合わせた選定や補助金の交付を円滑に行うことができるよう提案となっているか。</li> <li>・地域金融機関や農林水産 地方創生センターの事業実施に必要なサポートを提供することができるような体制</li> </ul>

			C : 6～ 3点 D : 2～ 1点 E : 0点	が組まれているか。 ・課題解決モデル事業と活用希望地域の募集、広報について、対象を絞った効果的なアプローチとなっているか。
				・各事業によって達成が見込まれる社会的インパクトの可視化に向け、ロジックモデルを作成できる知見を有しているか。
4	都市の企業、学生等と農山漁村現場との案件形成促進の妥当性  【10点】	10点	A : 10～ 9点 B : 8～ 7点 C : 6～ 3点 D : 2～ 1点 E : 0点	・令和7年度の検討会における議論と、検討会のとりまとめを踏まえ、企業と農山漁村をつなぐ中間支援組織を適切にターゲティングし、企業のニーズを加味しつつ効果的にマッチング、伴走を行うための体制が組まれているか。 ・学生と地域の結びつきを強めることができるよう、学生、地域双方のニーズをくみ取ることができるような工夫がなされているか。 ・プラットフォームに加入する企業等の要望を効果的にくみ取り、そうした要望に応える案件を形成することができるようなアジェンダ設定能力、スケジュール管理能力を有しているか。
5	農山漁村の人手不足に対応したAI等の活用に関する議論・実践等の妥当性、その他の妥当性  【10点】	10点	A : 10～ 9点 B : 8～ 7点 C : 6～ 3点 D : 2～ 1点 E : 0点	・AI等が農山漁村で活用されている事例を効果的に収集するとともに、今後の活用に向けた可能性について議論を展開しているか。 ・農山漁村におけるAI等の活用に向け、検討会又は専門部会において効果的なアジェンダ設定を行うとともに、現場への影響や将来像等を見据えながらとりまとめを行う体制が構築されているか。 ・農山漁村におけるAI等の活用に向けた実証のため、補助金の交付事務、伴走支援等を適切に実施できる体制が構築されているか。 ・各府省庁において行われている取組について、効果的に連携していくための工夫がなされているか。
小計		50点		
合計		80点		

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

## (5) 地域の食の絆強化推進運動事業

評価項目					
必須事項	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳	
				有無で判断	
	1	採択要件の確認	有無で判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。</li> <li>・必須となっている書類が添付されているか。</li> <li>・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。</li> </ul>	
評価項目					
共通項目	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。</li> <li>・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>・関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
小計			30点		
個別事項	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
	1	地産地消の推進に向けた情報発信の妥当性 【20点】	20点	A : 20～15点 B : 14～10点 C : 9～5点 D : 4～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食事業者に加え、生産者や消費者等の国民の幅広い理解醸成を図るため、WebサイトやSNS等を活用し効率的かつ効果的に優良事例等の各種情報を発信する具体的な手法が提案されているか。</li> </ul>
	2	コーディネーター育成に係る取組内容の妥当性 【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の施設給食関係者、生産者、行政担当者等様々な立場の関係者が参加しやすい開催方法、実施回数を提案しているか。</li> <li>・具体的な講師や講座内容を提案しているか。</li> </ul>
	3	コーディネーター派遣計画の妥当性 【18点】	18点	A : 18～13点 B : 12～7点 C : 6～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣地域の募集に当たり、学校以外の施設給食も含めた多様な施設給食関係者への周知方法を明確に提案しているか。</li> <li>・地域や団体が抱える課題に沿ったコーディネーターを派遣できるような仕組みを提案しているか。</li> <li>・派遣後の効果（地場産物使用状況の変化等）を示すことができる提案をしているか。</li> </ul>
	4	類似の事業実績等 【2点】※事務局確認	2点	該当すれば 2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似の事業について、事業実績を有しているか。</li> </ul>
小計			50点		
合計			80点		

---

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。